法第三十二条第一項第二号に掲げる物件							
上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの	法第二条第二項第五号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する	
						地下に設けるもの	その他のもの
長さ一メートルにつき一年						長さ一メートルにつき一年	
二八〇	二六〇	二三〇	二〇〇	一七〇	一四〇	九	三
七八	一三〇	一六〇	一三〇	九二〇	七八〇	四	一三
五五	八三	一一〇	一九〇	一三〇	一五五〇	三	九
四五	六八	九一	一六〇	一三〇	四五〇	二	八
四一	六一	八一	一四〇	一〇〇	四一〇	二	七

	法第三十二条第一項第二号に掲げる物件		
	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの
	長さ一メートルにつき一年		
	一四〇	一八〇	二六〇	三七〇
	五九	七八	一三〇	一六〇
	四一	五五	八二	一一〇
	三四	四五	六六	九一
	三〇	四一	六一	八一